

平成 25 年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

平成 26 年 8 月

尼 崎 市 監 査 委 員

尼 監 報 告 第 9 号

平 成 26 年 8 月 26 日

尼 崎 市 長

稲 村 和 美 様

尼 崎 市 監 査 委 員 今 西 昭 文

同 堀 智 子

同 寺 坂 美 一

同 酒 井 一

平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の期間	2
3	審査の方法	2
第2	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
(1)	健全化判断比率	2
(2)	資金不足比率	2
2	健全化判断比率等の状況	3
(1)	実質赤字比率について	3
(2)	連結実質赤字比率について	4
(3)	実質公債費比率について	5
(4)	将来負担比率について	6
(5)	資金不足比率について	7
(6)	平成22年度から24年度決算数値における各指標の相関関係及び類似都市比較	8
3	総括	10
(1)	今回の算定結果について	10
(2)	平成25年度の状況	10
(3)	まとめ	11

<参考資料>

1	健全化判断比率及び資金不足比率の算定式	14
(1)	健全化判断比率の算定式	14
(2)	資金不足比率の算定式	19
2	類似都市の財政指標等	22
(1)	財政指標等（平成24年度決算数値）	22
(2)	将来負担額等（平成24年度決算数値）	24
(3)	健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均値との比較）	25
3	中核市の健全化判断比率の一覧（平成24年度決算数値）	26
4	用語説明	27

凡 例

- 1 文中で用いる金額のうち、万円単位で表示のものは、表示単位未満は切り捨て、それ以外のものは、原則として表示単位未満は四捨五入した。
- 2 各表中の金額は、原則として表示単位未満は四捨五入した。また、各表中総数と内訳の計が一致しない場合があるが、これは表示単位未満を四捨五入したことによるものである。
- 3 文中及び各表中に用いる比率は、原則として表示単位未満は四捨五入した。また、各表中総数と内訳の計が一致しない場合があるが、これは表示単位未満を四捨五入したことによるものである。
なお、健全化判断比率及び資金不足比率については、国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「△」 = 減又はマイナス
「—」 = 該当数値のないもの
「0.0」 = 表示単位未満の数値があるもの
- 5 類似都市とは、平成 24 年度末現在で中核市である 41 市のうち、人口規模（人口 36 万人以上 56 万人未満）及び産業構造（第二次産業及び第三次産業従事者人口 95%以上）が類似する県庁所在地を除く都市から抽出した 7 市（柏市、横須賀市、東大阪市、姫路市、西宮市、倉敷市、福山市）である。

2 審査の期間

平成26年7月9日から平成26年8月12日まで

3 審査の方法

審査に付された平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員の説明を求めたほか、決算審査及び出資団体監査等の結果を参考とした。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された次の平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位：％・ポイント)

	平成25年度	平成24年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	13.0	12.7	0.3	25.0	35.0
将来負担比率	147.7	155.6	△ 7.9	350.0	

備考： 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「—」で表示される。

(2) 資金不足比率

(単位：％・ポイント)

	会計名	平成25年度	平成24年度	増減	経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計	—	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
	自動車運送事業会計	9.3	18.4	△ 9.1	20.0
	下水道事業会計	—	—	—	20.0
法非適用企業	廃棄物発電事業費会計	—	—	—	20.0
	地方卸売市場事業費会計	—	—	—	20.0
	都市整備事業費会計	—	—	—	20.0

備考： 資金不足比率については、資金不足額がない場合は「—」で表示される。

2 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率について

ア 本市の状況

本市の平成25年度実質収支額は、2億1,788万円の黒字となり、実質赤字額がないことから、実質赤字比率は、「－」で表示される。

実質赤字比率を算定上の数値で示すと、平成25年度は△0.21%であり、前年度に比べ0.10ポイント低下（改善）している。

実質収支額

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成25年度	平成24年度	増 減	増減率
歳入総額 ①	191,422,698	184,642,807	6,779,891	3.7
歳出総額 ②	190,665,687	184,336,501	6,329,186	3.4
歳入歳出差引額 ③=①-②	757,011	306,306	450,705	147.1
翌年度に繰り越すべき財源 ④	539,130	188,918	350,212	185.4
一般会計等実質収支額 ③-④=A	217,881	117,388	100,493	85.6
標準財政規模 B	99,641,016	99,120,659	520,357	0.5
実質赤字比率	－	－	－	
(算定上の比率 $A/B \times 100$)	(△ 0.21)	(△ 0.11)	△0.10	

備考1 歳入総額及び歳出総額については、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額である。

2 () 内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

健全化判断比率の各比率の算定にあたり、その分母の基となる標準財政規模については、996億4,101万円で、前年度に比べ5億2,035万円増加している。これは主として、標準税収入額等が7億778万円減となったが、臨時財政対策債発行可能額が12億7,969万円増となったことによるものである。

標準財政規模

(単位：千円・%)

項 目	平成25年度	平成24年度	増 減	増減率
標準税収入額等	76,002,849	76,710,634	△ 707,785	△ 0.9
普通交付税	13,060,157	13,111,712	△ 51,555	△ 0.4
臨時財政対策債発行可能額	10,578,010	9,298,313	1,279,697	13.8
合 計	99,641,016	99,120,659	520,357	0.5

イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の平成24年度決算数値<参考資料2(1)(P.23)>で比較すると、実質赤字比率(△0.11%)は、8市中で最も高い(悪い)。(平均値(尼崎市を除く。以下同じ):△4.37%)

(2) 連結実質赤字比率について

ア 本市の状況

一般会計等及び公営事業会計を連結ベースで算定した実質収支額は、黒字となっており、連結実質赤字比率は、「－」で表示される。

連結実質赤字比率を算定上の数値で示すと、平成25年度は△19.99%であり、前年度に比べ2.79ポイント低下（改善）している。

連結実質収支額は、一般会計等実質収支額に一般会計等及び公営企業会計に含まれない国民健康保険事業費会計等の6特別会計の実質収支額を加え、更に、法適用及び法非適用公営企業会計の資金剰余（不足）額を加えた計算結果である。

平成25年度の連結実質収支額は、前年度に比べ28億7,142万円（16.8%）増加（改善）している。これは、国民健康保険事業費会計等の6特別会計で4億2,834万円、法非適用公営企業会計で1億1,763万円減となったが、法適用公営企業会計で33億1,690万円、一般会計等で1億49万円増となったことによるものである。

連結実質収支額

（単位：千円・%・ポイント）

項 目	平成25年度	平成24年度	増 減	増減率
一 般 会 計 等	217,881	117,388	100,493	85.6
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	2,059,397	2,487,743	△ 428,346	△ 17.2
実 質 収 支 額 A	2,277,278	2,605,131	△ 327,853	△ 12.6
法適用公営企業会計	17,275,175	13,958,266	3,316,909	23.8
法非適用公営企業会計	371,704	489,338	△ 117,634	△ 24.0
資 金 剰 余 額 B	17,646,879	14,447,604	3,199,275	22.1
合 計 A+B	19,924,157	17,052,735	2,871,422	16.8
標 準 財 政 規 模 C	99,641,016	99,120,659	520,357	0.5
連結実質赤字比率	－	－	－	
(算定上の比率 (A+B)／C×100)	(△ 19.99)	(△ 17.20)	△ 2.79	

備考：（ ）内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の平成24年度決算数値＜参考資料2(1)(P.23)＞で比較すると、連結実質赤字比率（△17.20%）は、8市中5番目にあたり、平均値を下回っている。（平均値：△19.27%）

(3) 実質公債費比率について

ア 本市の状況

平成23年度から25年度までの3か年平均の実質公債費比率は、前年度から0.3ポイント上昇（悪化）し、13.0%となった。

これは平成25年度単年度の実質公債費比率が、22年度単年度の比率を上回ったことによるものである。

実質公債費比率の状況

実質公債費比率 (3か年平均)		【参考】実質公債費比率 (単年度)	
平成25年度 13.0%		平成25年度	13.8%
	12.7%	平成24年度	12.3%
		平成23年度	12.8%
		平成22年度	13.1%

備考： 実質公債費比率は、単年度の実質公債費比率の直近3か年の平均値で算定する。

平成25年度単年度の比率をみると、前年度から1.5ポイント上昇（悪化）し、13.8%となった。

これは主として、地方債の元利償還金において、アルカイク広場に係る公園債の元金償還が始まったことや退職手当債の元利償還金額が前年度に比べ増となったことなどにより14億6,766万円増となったことによるものである。

単年度実質公債費比率

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成25年度	平成24年度	増 減	増減率
地方債の元利償還金 A	25,516,064	24,048,402	1,467,662	6.1
準元利償還金 B	5,038,800	5,312,401	△273,601	△5.2
特定財源 C	6,494,450	6,577,042	△82,592	△1.3
算入公債費等 D	11,944,484	12,004,739	△60,255	△0.5
標準財政規模 E	99,641,016	99,120,659	520,357	0.5
実質公債費比率(単年度) $\frac{(A+B)-(C+D)}{(E-D)} \times 100$	13.8	12.3	1.5	

イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の平成24年度決算数値＜参考資料2(1)(P.23)＞と比較すると、実質公債費比率(12.7%)は、8市中で最も高い(悪い)。(平均値:8.0%)

また、本市と横須賀市以外の類似都市は、年々比率が低下している。

(4) 将来負担比率について

ア 本市の状況

平成25年度の将来負担比率は、前年度から7.9ポイント低下(改善)し、147.7%となった。

これは主として、算定の分子から控除される充当可能財源等が14億2,151万円減となったが、将来負担額が74億3,644万円減となったことによるものである。

将来負担比率

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成25年度	平成24年度	増 減	増減率
将 来 負 担 額 A	325,392,650	332,829,097	△ 7,436,447	△ 2.2
地 方 債 の 現 在 高	264,432,597	267,216,169	△ 2,783,572	△ 1.0
債務負担行為に基づく支出予定額	5,049,346	6,154,349	△ 1,105,003	△ 18.0
公営企業債等繰入見込額	28,657,290	28,568,923	88,367	0.3
組 合 負 担 等 見 込 額	423,714	656,353	△ 232,639	△ 35.4
退職手当負担見込額	22,940,990	24,009,441	△ 1,068,451	△ 4.5
設立法人の負債額等負担見込額	3,888,713	6,223,862	△ 2,335,149	△ 37.5
充 当 可 能 財 源 等 B	195,835,830	197,257,343	△ 1,421,513	△ 0.7
充 当 可 能 基 金	17,288,835	16,802,585	486,250	2.9
充 当 可 能 特 定 歳 入	50,692,502	55,617,383	△ 4,924,881	△ 8.9
基準財政需要額算入見込額	127,854,493	124,837,375	3,017,118	2.4
標 準 財 政 規 模 C	99,641,016	99,120,659	520,357	0.5
算入公債費等 D	11,944,484	12,004,739	△ 60,255	△ 0.5
将来負担比率 (A-B) / (C-D) × 100	147.7	155.6	△ 7.9	

イ 類似都市との比較

(7) 将来負担比率

本市の状況を類似都市の平成24年度決算数値<参考資料2(1)(P.24)>で比較すると、将来負担比率(155.6%)は、8市中でも突出して高い(悪い)状況にあり、平均値の約3倍(平均値:52.3%)となっている。

(イ) 市債残高

本市の状況を類似都市の平成24年度決算数値を標準財政規模で規模補正した市債残高<参考資料2(1)(P.24)>で比較すると、市債残高(2,672億円)は、8市中でも最も額が多く、平均値の約1.6倍となっている。(平均値:1,648億円)

なお、類似都市と比較を行う場合は、財政規模に違いがあるため、類似都市の財政規模を尼崎市の財政規模に倍率補正する係数を求め、各数値にこの補正係数を乗じた数値により比較している。(以下「規模補正」という場合は同様の補正を行っている。)

(5) 資金不足比率について

ア 本市の状況

本市の法適用及び法非適用公営企業各会計の平成25年度の資金剰余（不足）額は、次表のとおりであり、自動車運送事業会計で資金不足となっている以外は、資金剰余となったことから「－」表示となる。

自動車運送事業会計では、2億1,341万円の資金不足が生じており、資金不足比率は9.3%となったが、前年度の18.4%から9.1ポイント低下（改善）している。

各会計の資金剰余（不足）額 （単位：千円・％）

会 計 名	平成25年度			平成24年度		
	資金剰余 (不足)額	事業規模	資金不 足比率	資金剰余 (不足)額	事業規模	資金不 足比率
水 道 事 業 会 計	6,840,386	9,348,799	－	6,398,346	9,431,622	－
工 業 用 水 道 事 業 会 計	5,227,658	1,681,193	－	3,838,940	1,683,324	－
自 動 車 運 送 事 業 会 計	△ 213,416	2,280,971	9.3	△ 423,537	2,291,688	18.4
下 水 道 事 業 会 計	5,420,547	10,350,161	－	4,144,517	10,562,537	－
廃棄物発電事業費会計	180,685	564,263	－	247,274	506,339	－
地方卸売市場事業費会計	191,019	306,269	－	242,064	340,940	－
都市整備事業費会計	0	0	－	0	0	－

備考1 資金剰余（不足）額の「△」は資金不足額を表示している。

2 資金不足比率＝資金不足額÷事業規模×100

イ 自動車運送事業会計の状況

平成25年度の自動車運送事業会計の決算状況は、高齢者市バス特別乗車証制度の見直しの影響などにより運送収益が減少したことなどから、3,130万円の経常損失となった。これに特別利益の民営化補助金2億8,200万円を加えた結果、2億4,748万円の純利益を計上し、当年度未処理欠損金は2億4,974万円に減少している。

こうした決算状況に加え、解消可能資金不足額が前年度に比べ3,733万円増加したことなどから、資金不足額は前年度の4億2,353万円から半減し、これに伴い資金不足比率も大きく低下（改善）した。

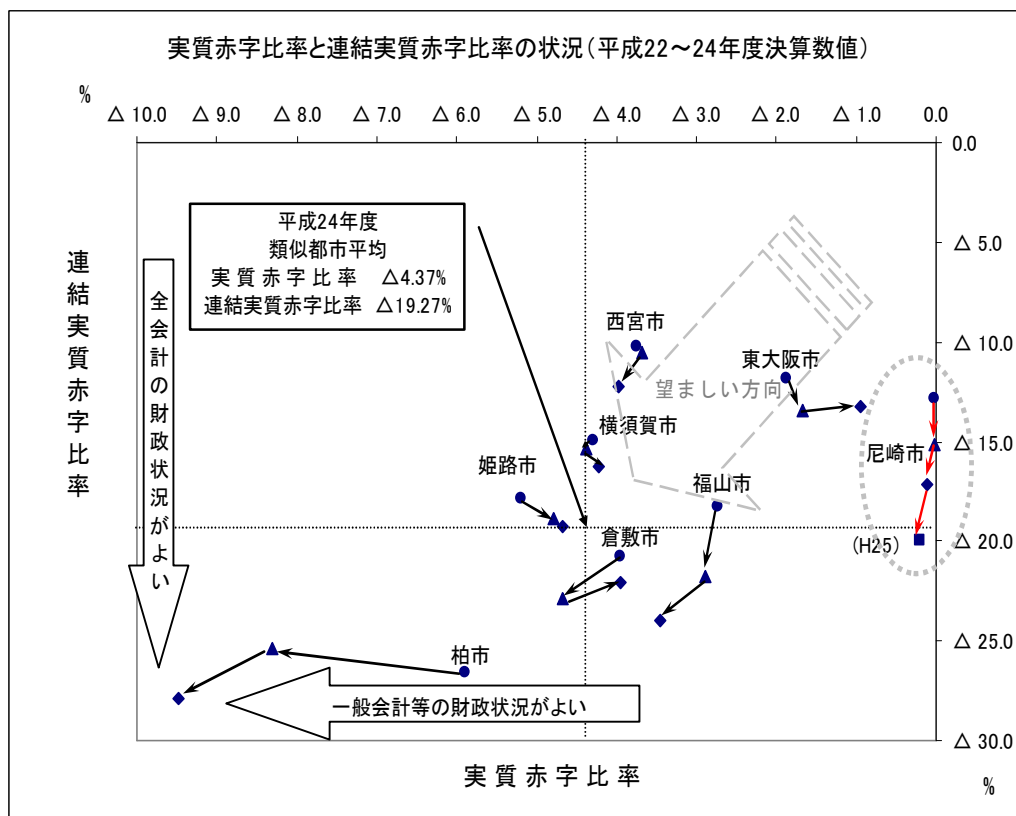
自動車運送事業会計の状況 （単位：千円・％・ポイント）

項 目	平成 25 年度	平成 24 年度	増 減	増減率
流 動 負 債	424,665	608,417	△ 183,752	△ 30.2
流 動 資 産	168,240	179,206	△ 10,966	△ 6.1
解消可能資金不足額	43,009	5,674	37,335	658.0
資 金 の 不 足 額	213,416	423,537	△ 210,121	△ 49.6
事 業 の 規 模	2,280,971	2,291,688	△ 10,717	△ 0.5
資 金 不 足 比 率	9.3	18.4	△ 9.1	

(6) 平成22年度から24年度決算数値における各指標の相関関係及び類似都市比較

ア 実質赤字比率と連結実質赤字比率

財政運営の成績をみる指標として、実質赤字比率と連結実質赤字比率について、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



横軸は実質赤字比率、縦軸は連結実質赤字比率を示している。いずれの数値も赤字額が生じていないことから、マイナス(△)で表示されており、マイナスの数値が高いほど財政状況が良好な状態を表す。したがって、グラフマークの軌跡が左下に向かっていくほど、実質赤字比率、連結実質赤字比率それぞれを算出する際の黒字の割合が大きく(良く)なっていることを示している。

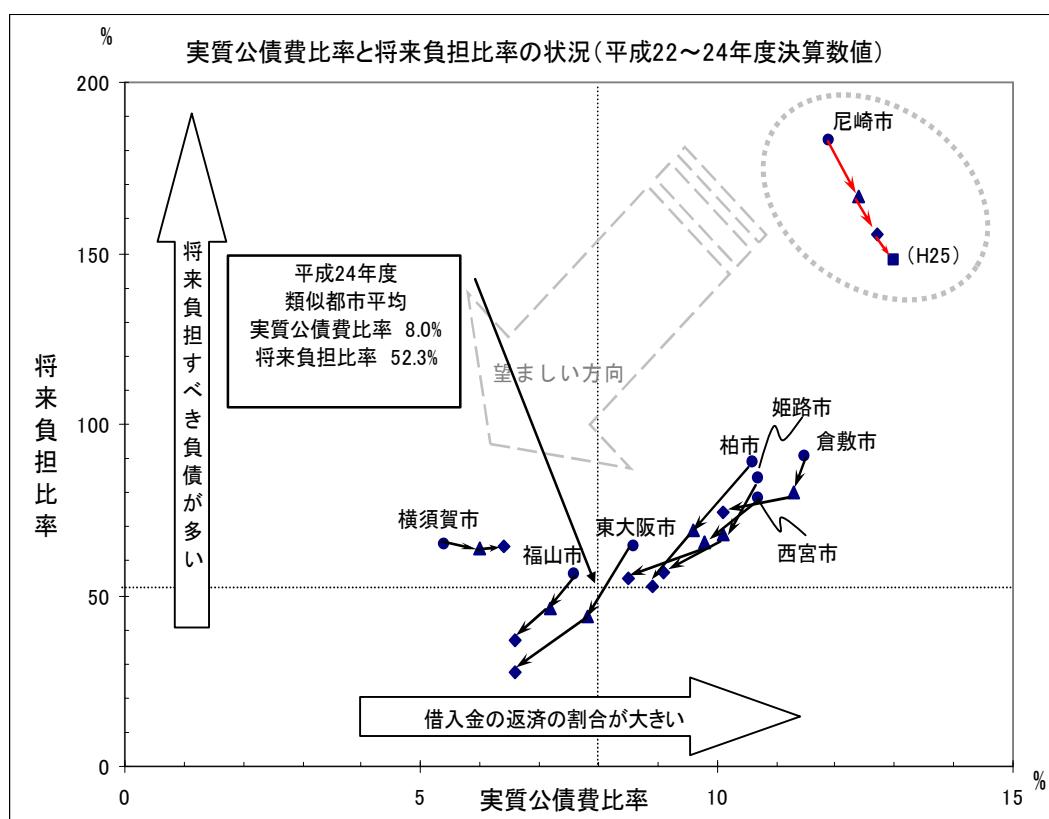
類似都市の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは、一般会計等のみの実質赤字比率と地方公営企業会計等を連結した連結実質赤字比率のどちらも、類似都市平均値より高くなっており、財政状況に問題がある可能性も考えられる。

本市の状況は、右側グラフ軸上を真下方向に動いており、170億円を超える公営企業会計の資金剰余額があることから、連結ベースでは類似都市平均に近づいているが、基幹となる一般会計等の財政状況がやや改善しているものの極めて悪く、かろうじて黒字を保っている状態が続いている。

イ 実質公債費比率と将来負担比率

実質公債費比率と将来負担比率の共通の算定要素である市債については、償還が始まればその減少に伴い将来負担比率を低下（改善）させ、実質公債費比率を上昇（悪化）させる要因となるなど、両比率は相互に関連している。

こうした両比率の関連性を踏まえ、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



借入金の毎年の返済額の大きさを示す実質公債費比率を横軸に、将来負担すべき実質的な負債全体の大きさを示す将来負担比率を縦軸に置いて比較した。

類似都市の平成24年度の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは、類似都市の中で、借入金の返済額が大きく、かつ、将来負担すべき負債も大きいと考えられる。

本市の状況は、右上のゾーンにあって、返済額が大きいうえに、将来負担すべき負債が突出して大きいことがわかる。しかしながら、地方債の現在高が平成23年度以降逡減しており、また、地方債以外の将来負担額も減少しているため、高い（悪い）水準ではあるものの、将来負担比率は徐々に低下（改善）してきている。

一方、多額の地方債現在高のうち、土地開発公社の経営健全化計画に伴い発行した市債、退職手当債などの財源対策として発行した市債の償還が今後本格化してくるため、実質公債費比率は更に上昇（悪化）していくものと見込まれる。

3 総括

(1) 今回の算定結果について

平成25年度の健全化判断比率、資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回った。しかし、「健全化判断比率等の状況」で記述したとおり、未だ本市財政の実態は健全であるとは言えず、今後とも大きな課題である。

(2) 平成25年度の状況

歳入において、実質的な普通地方交付税額が当初予算を上回ったことや不動産売払収入などの歳入増があったため、事実上、財源対策を行うことなく、一般会計等の実質収支額は2億1,788万円となっている。その結果、**実質赤字比率**は「-」（黒字）となった。

次に、公営事業の法適用企業4会計の決算では、水道事業、工業用水道事業、下水道事業の3会計で純利益を約43億円計上し、資金剰余額は170億円を超える状況にあり、一般会計とは対照的に極めて良好な状態にある。残る自動車運送事業会計では、高齢者市バス特別乗車証制度の見直しの影響等により運送収益が減少したことから、3,130万円の経常損失となった。しかし、特別利益として民営化補助金2億8,200万円が計上された結果、純利益は2億4,748万円となり、資金不足額は前年度から半減した2億1,341万円に、**資金不足比率**は前年度の18.4%から、9.3%となった。

また、法適用企業以外の会計では主に、競艇場事業費会計で前年度に比べ実質収支額が増となった一方で、国民健康保険事業費会計、介護保険事業費会計及び後期高齢者医療事業費会計で実質収支額が減っており、廃棄物発電事業費会計及び地方卸売市場事業費会計でも資金剰余額が減少している。しかし、これらの収支を上回る法適用公営企業会計の資金剰余額があることから、結果、連結実質収支額は、前年度より28億7,142万円増の199億2,415万円となり、**連結実質赤字比率**は「-」（黒字）となっている。

実質公債費比率（3か年平均）は、当該比率の算定がはじまって以来上昇し続けており、25年度も前年度の12.7%から13.0%に上昇している。今後、財源対策として発行した退職手当債などのほか、土地開発公社の経営健全化計画に伴い発行した市債の償還が本格化することにより、当面、当該比率は更に上昇すると見込まれる。

将来負担比率については、公営企業債等繰入見込額を除き、総じて負担見込額が減少したことなどにより147.7%と、前年度から7.9ポイント低下（改善）した。しかしながら、類似都市と比較（平成24年度）すると、依然、類似都市平均の約3倍という高い水準にあり、8都市中、最下位の位置にある。これは類似都市に比べ市債残高が多いことによるものであり、今後も公共施設の耐震化等の投資的事業や収支不足を補うための財源対策で、当面は市債発行が避けられない状況にある。

(3) まとめ

本市は、平成25年度から新しい行財政改革計画の「あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)をスタートさせた。プロジェクトでは「将来の負担を見据えるとともに、社会経済情勢の変化に備えた行財政運営を行う」とし、具体的な取組として、財源対策としての市債発行を早期に抑制することを掲げている。また、プロジェクト期間の10年間で、臨時財政対策債等を除いた市債残高等の金額を23年度に比べ半減させることを目標としている。

平成25年度決算では、「平成25年度尼崎市歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」(以下「歳入歳出決算意見書」という。)に記載したとおり、退職手当債等の発行を抑制することができたが、これは一時的なプラス要因によるものである。また、これまでの財源対策や土地開発公社の経営健全化計画に伴い発行した市債の償還が本格化する中、市債残高の着実な減少の一方で、当面の実質公債費比率は上昇する見込みである。

本市は類似都市に比べ多額の市債残高を抱え、そのために公債費の負担が大きく、財政を硬直化させたとえ実質公債費比率を押し上げている。健全な財政を目指すためには、プロジェクトで掲げる市債発行の早期抑制及び市債残高の削減を確実に行う必要がある。

したがって、歳入歳出決算意見書で要請したとおり実質的な収支均衡を図るとともに、引き続き市債発行の抑制に努め、市債残高を着実に削減するよう要請する。

<参 考 资 料>

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率の算定式

ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- ・ 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
= 形式赤字 + (継続費の通次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
- ・ 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(単位：千円・%・ポイント)

会 計 名	平成25年度 ①	平成24年度 ②	平成23年度	対前年度増減 ①-②
一 般 会 計	2,057,873	8,359,456	10,993,650	△6,301,583
育 英 事 業 費 会 計	0	0	△ 60,284	0
公共用地先行取得事業費会計	△1,838,077	△8,240,119	△10,908,601	6,402,042
公害病認定患者救済事業費会計	246	292	188	△ 46
母子及び寡婦福祉資金貸付事業費会計	△ 2,161	△ 2,241	△ 2,173	80
青少年健全育成事業費会計	0	0	0	0
一般会計等実質収支額	217,881	117,388	22,780	100,493
標準財政規模	99,641,016	99,120,659	98,940,401	520,357
実質赤字比率	— (△ 0.21)	— (△ 0.11)	— (△ 0.02)	— △ 0.10

イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円・%・ポイント)

会 計 名		平成 25 年度 ①	平成 24 年度 ②	平成 23 年度	対前年度増減 ①－②	
一 般 会 計 等		217,881	117,388	22,780	100,493	
一般会計等 以外の特別 会計のうち公 営企業に係 る特別会計 以外の会計	国民健康保険事業費会計	1,073,077	1,542,211	1,259,333	△ 469,134	
	介護保険事業費会計	347,552	540,313	530,214	△ 192,761	
	後期高齢者医療事業費会計	66,823	146,019	118,625	△ 79,196	
	農業共済事業費会計	7,466	7,622	7,807	△ 156	
	駐車場事業費会計	0	0	0	0	
	競艇場事業費会計	564,479	251,578	387,421	312,901	
実 質 収 支 額 A		2,277,278	2,605,131	2,326,180	△ 327,853	
公 営 企 業 会 計	法適用 企業	水道事業会計	6,840,386	6,398,346	5,550,761	442,040
		工業用水道事業会計	5,527,658	3,838,940	3,064,081	1,688,718
		自動車運送事業会計	△ 213,416	△ 423,537	△ 414,376	210,121
		下水道事業会計	5,420,547	4,144,517	4,142,340	1,276,030
	法非適 用企業	廃棄物発電事業費会計	180,685	247,274	81,795	△ 66,589
		地方卸売市場事業費会計	191,019	242,064	239,080	△ 51,045
		都市整備事業費会計	0	0	0	0
資 金 剰 余 額 B		17,946,879	14,447,604	12,663,681	3,499,275	
合 計 A+B		19,924,155	17,052,735	14,989,861	2,871,420	
標 準 財 政 規 模 C		99,641,016	99,120,659	98,940,401	520,357	
連 結 実 質 赤 字 比 率 (A+B) / C × 100		— (△ 19.99)	— (△ 17.20)	— (△ 15.15)	— △ 2.79	

ウ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{算入公債費等})}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子
- 算入公債費等：元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額

(単位：千円・%)

項 目	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
地方債の元利償還金 A	25,516,064	24,048,402	24,983,783	24,686,988
準元利償還金 B	5,038,800	5,312,401	5,554,993	6,184,218
満期一括償還地方債の年度割相当額	73,333	86,667	100,000	100,000
公営企業債の償還に対する繰出金	4,257,507	4,473,454	4,690,810	5,201,087
一部事務組合等の償還に対する負担金等	241,071	241,627	247,409	252,775
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	466,889	510,614	516,774	630,356
一時借入金の利子	0	39	0	0
特定財源 C	6,494,450	6,577,042	6,701,301	6,598,292
算入公債費等 D	11,944,484	12,004,739	12,801,662	12,992,849
標準財政規模 E	99,641,016	99,120,659	98,940,401	98,889,554
A+B	30,554,864	29,360,803	30,538,776	30,871,206
C+D	18,438,934	18,581,781	19,502,963	19,591,141
(A+B) - (C+D)	12,115,930	10,779,022	11,035,813	11,280,065
E-D	87,696,532	87,115,920	86,138,739	85,896,705
実質公債費比率(単年度) $\frac{(A+B) - (C+D)}{(E-D)} \times 100$	13.8	12.3	12.8	13.1
実質公債費比率(3か年平均)	13.0			
		12.7		

エ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

- 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金
- 基準財政需要額算入見込額：地方債現在高等の償還金として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額
- 算入公債費等：(P. 16「ウ 実質公債費比率」算定式の説明欄参照)

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成 25 年度 ①	平成 24 年度 ②	平成 23 年度	対前年度増減 ①－②
将来負担額 A	325,392,650	332,829,097	346,121,930	△ 7,436,447
地方債の現在高	264,432,597	267,216,169	276,116,946	△ 2,783,572
債務負担行為に基づく支出予定額	5,049,346	6,154,349	6,802,866	△ 1,105,003
公営企業債等繰入見込額	28,657,290	28,568,923	29,394,472	88,367
組合負担等見込額	423,714	656,353	880,704	△ 232,639
退職手当負担見込額	22,940,990	24,009,441	24,686,274	△ 1,068,451
設立法人の負債額等負担見込額	3,888,713	6,223,862	8,240,668	△ 2,335,149
充当可能財源等 B	195,835,830	197,257,343	202,414,410	△ 1,421,513
充当可能基金	17,288,835	16,802,585	19,819,996	486,250
充当可能特定歳入	50,692,502	55,617,383	64,349,208	△ 4,924,881
基準財政需要額算入見込額	127,854,493	124,837,375	118,245,206	3,017,118
A－B	129,556,820	135,571,754	143,707,520	△ 6,014,934
標準財政規模 C	99,641,016	99,120,659	98,940,401	520,357
算入公債費等 D	11,944,484	12,004,739	12,801,662	△ 60,255
C－D	87,696,532	87,115,920	86,138,739	520,357
将来負担比率 (A－B) / (C－D)	147.7	155.6	166.8	△ 7.9

〔地方債の現在高の内訳〕

(単位：千円)

区 分		平成 25 年度 ①	平成 24 年度 ②	平成 23 年度	対前年度増減 ①－②
一 般 会 計	土 木	60,365,686	65,233,355	68,949,463	△ 4,867,669
	普 通 債				
	教 育	35,596,489	31,140,293	29,712,434	4,456,196
	衛 生	22,595,068	24,811,381	27,177,169	△ 2,216,313
	その他の普通債	35,257,761	37,361,340	39,669,588	△ 2,103,579
	小 計	153,815,004	158,546,369	165,508,654	△ 4,731,365
	災 害 復 旧 債	4,981	7,658	88,180	△ 2,677
	そ の 他				
	臨 時 財 政 対 策 債	66,206,058	57,925,634	50,606,977	8,280,424
	退 職 手 当 債	14,168,840	15,012,328	14,457,322	△ 843,488
その他減税補てん債等	11,036,145	13,082,255	14,975,788	△ 2,046,110	
小 計	91,411,043	86,020,217	80,040,086	5,390,826	
公共用地先行取得事業費	19,039,488	22,479,844	30,317,945	△ 3,440,356	
母子及び寡婦福祉資金貸付事業費	162,081	162,081	162,081	0	
合 計	264,432,597	267,216,169	276,116,946	△ 2,783,572	

〔公営企業債等繰入見込額の内訳〕

(単位：千円)

特 別 会 計 名	平成 25 年度 ①	平成 24 年度 ②	平成 23 年度	対前年度増減 ①－②
水 道 事 業 会 計	13,557	14,175	117,981	△ 618
自動車運送事業会計	2,568	56,467	142,650	△ 53,899
下水道事業会計	28,139,007	27,767,682	28,192,419	371,325
地方卸売市場事業費会計	83,645	98,997	116,283	△ 15,352
駐車場事業費会計	418,513	631,602	825,139	△ 213,089
合 計	28,657,290	28,568,923	29,394,472	88,367

〔設立法人の負債額等負担見込額の内訳〕

(単位：千円)

法 人 名	平成 25 年度 ①	平成 24 年度 ②	平成 23 年度	対前年度増減 ①－②
尼崎市土地開発公社	1,520,047	2,469,154	2,203,727	△ 949,107
尼崎市総合文化センター	855,394	1,713,764	2,591,634	△ 858,370
尼崎健康医療財団	1,378,068	1,837,424	3,302,536	△ 459,356
阪神福祉事業団	82,368	92,338	105,080	△ 9,970
兵庫県信用保証協会	52,836	111,182	37,691	△ 58,346
合 計	3,888,713	6,223,862	8,240,668	△ 2,335,149

(2) 資金不足比率の算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

ア 法適用企業

- 資金の不足額 = 流動負債 + 算入地方債の現在高 - 流動資産 + 控除財源 - (解消可能資金不足額)
 - 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
- ・ 算入地方債の現在高：建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高
 - ・ 控除財源：当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
 - ・ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（資金不足であれば算入）

水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成 25 年度 ①	平成 24 年度 ②	平成 23 年度	対前年度増減 ①-②
流 動 負 債	1,196,346	1,113,493	987,520	82,853
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	8,036,732	7,511,839	6,538,281	524,893
控 除 財 源	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	6,840,386	6,398,346	5,550,761	442,040
事 業 の 規 模	9,348,799	9,431,622	9,561,598	△ 82,823
資 金 不 足 比 率	— (△ 73.1)	— (△ 67.8)	— (△ 58.0)	— △ 5.3

工業用水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成 25 年度 ①	平成 24 年度 ②	平成 23 年度	対前年度増減 ①-②
流 動 負 債	240,435	193,477	260,098	46,958
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	5,558,270	4,040,705	3,330,270	1,517,565
控 除 財 源	90,177	8,288	6,091	81,889
資 金 の 剰 余 額	5,227,658	3,838,940	3,064,081	1,388,718
事 業 の 規 模	1,681,193	1,683,324	1,688,739	△ 2,131
資 金 不 足 比 率	— (△ 310.9)	— (△ 228.0)	— (△ 181.4)	— △ 82.9

自動車運送事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成 25 年度 ①	平成 24 年度 ②	平成 23 年度	対前年度増減 ①-②
流 動 負 債	424,665	608,417	594,435	△ 183,752
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	168,240	179,206	180,059	△ 10,966
控 除 財 源	—	—	—	—
解消可能資金不足額	43,009	5,674	0	37,335
資 金 の 剰 余 額	△ 213,416	△ 423,537	△ 414,376	210,121
事 業 の 規 模	2,280,971	2,291,688	2,401,054	△ 10,717
資 金 不 足 比 率	9.3	18.4	17.2	△ 9.1

下水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成 25 年度 ①	平成 24 年度 ②	平成 23 年度	対前年度増減 ①-②
流 動 負 債	1,981,323	4,270,790	3,390,541	△ 2,289,467
算入地方債現在高	—	—	—	—
流 動 資 産	7,401,870	8,415,307	7,532,881	△ 1,013,437
控 除 財 源	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	5,420,547	4,144,517	4,142,340	1,276,030
事 業 の 規 模	10,350,161	10,562,537	10,940,045	△ 212,376
資 金 不 足 比 率	— (△52.3)	— (△ 39.2)	— (△ 37.8)	— △ 13.1

イ 法非適用企業

- 資金の不足額 = 歳出額 + 算入地方債の現在高 - 歳入額 + 翌年度に繰り越すべき財源 - (解消可能資金不足額)
- 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

廃棄物発電事業費会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成 25 年度 ①	平成 24 年度 ②	平成 23 年度	対前年度増減 ①-②
歳 出 額	630,852	340,860	234,035	289,992
算入地方債現在高	—	—	—	—
歳 入 額	811,537	588,134	315,830	223,403
翌年度繰越財源	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	180,685	247,274	81,795	△ 66,589
事 業 の 規 模	564,263	506,339	309,531	57,924
資 金 不 足 比 率	— (△ 32.0)	— (△ 48.8)	— (△ 26.4)	— 16.8

地方卸売市場事業費会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成 25 年度 ①	平成 24 年度 ②	平成 23 年度	対前年度増減 ①-②
歳 出 額	399,116	375,565	362,668	23,551
算入地方債現在高	—	—	—	—
歳 入 額	590,135	617,629	601,748	△ 27,494
翌年度繰越財源	—	—	—	—
資金の剰余額	191,019	242,064	239,080	△ 51,045
事業の規模	306,269	340,940	355,083	△ 34,671
資金不足比率	— (△ 62.3)	— (△ 70.9)	— (△ 67.3)	— 8.6

ウ 宅地造成事業

- 資金の不足額 = 歳出額 + 算入地方債の現在高 - 歳入額 + 翌年度に繰り越すべき財源 - (解消可能資金不足額)
- 事業の規模 = 資本の額に相当する額 + 負債の額に相当する額
 - ・ 資本の額に相当する額：建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の現在高及び他会計借入金の現在高
 - ・ 負債の額に相当する額：建設改良費以外の財源に充てるために起こした地方債の現在高及び他会計借入金の現在高 + 実質赤字額

都市整備事業費会計

(単位：千円・%)

項 目	平成 25 年度 ①	平成 24 年度 ②	平成 23 年度	対前年度増減 ①-②
歳 出 額	427,921	1,013,433	1,711,583	△ 585,512
算入地方債現在高	—	—	—	—
歳 入 額	427,921	1,013,433	1,711,583	△ 585,512
翌年度繰越財源	—	—	—	—
資金の剰余額	0	0	0	0
事業の規模	0	0	0	0
資金不足比率	—	—	—	—

2 類似都市の財政指標等

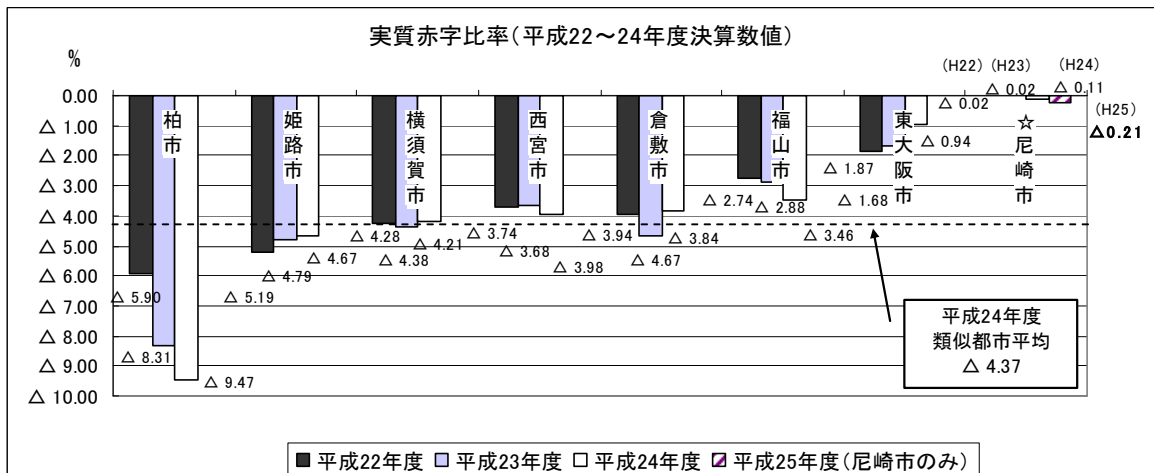
(1) 財政指標等（平成24年度決算数値）

（単位：人・km²・%・百万円）

区 分	尼崎市	柏 市	横須賀市	東大阪市	姫路市	西宮市	倉敷市	福山市	
人口（22年国勢調査）	453,748	404,012	418,325	509,533	536,270	482,640	475,513	461,357	
面 積	50.20	114.90	100.71	61.81	534.44	99.96	354.72	518.14	
健全化判断比率	実質赤字比率	△0.11	△9.47	△4.21	△0.94	△4.67	△3.98	△3.84	△3.46
	連結実質赤字比率	△17.20	△27.94	△16.28	△13.20	△19.22	△12.23	△22.03	△24.01
	実質公債費比率	12.7	8.9	6.4	6.6	9.1	8.5	10.1	6.6
	将来負担比率	155.6	52.4	64.3	27.5	56.5	54.8	74.0	36.7
財政力指数	0.82	0.92	0.81	0.73	0.83	0.86	0.83	0.80	
経常収支比率	93.8	91.5	96.0	95.4	82.4	95.1	88.7	87.9	
一般会計等歳出総額	184,337	114,760	156,509	193,106	207,058	157,898	170,058	166,478	
標準財政規模	99,121	72,506	82,980	105,832	118,535	96,144	103,043	99,524	
地方税収入	77,454	62,078	62,045	75,011	93,289	82,197	78,950	73,078	
地方交付税収入	13,702	6,595	13,435	23,131	18,053	9,576	15,765	18,395	
地方債収入	16,726	8,063	15,703	15,386	16,633	12,480	17,872	16,313	
うち臨時財政対策債	9,298	4,700	7,946	9,961	9,267	6,041	9,752	9,347	
人 件 費	27,244	22,230	27,937	28,990	31,413	32,877	29,552	29,738	
扶 助 費	64,703	23,846	30,364	68,741	44,859	39,683	42,445	41,782	
公 債 費	29,771	13,040	16,565	17,445	21,047	20,011	17,080	20,016	
うち元金償還額	25,590	11,454	14,052	15,223	17,919	17,231	14,755	17,498	
投資的経費	14,916	12,779	12,212	9,884	31,172	14,947	17,449	13,767	
一般会計等地方債現在高	267,216	106,672	170,724	164,966	197,488	165,776	161,880	158,136	
〔標準財政規模で規模補正した地方債現在高〕	267,216	145,829	203,933	154,505	165,141	170,910	155,717	157,496	
充 当 可 能 基 金	16,803	17,425	17,532	21,608	48,632	22,359	17,567	23,706	
一 般 職 員 等	2,661	2,381	2,749	2,682	3,438	2,995	2,860	2,942	

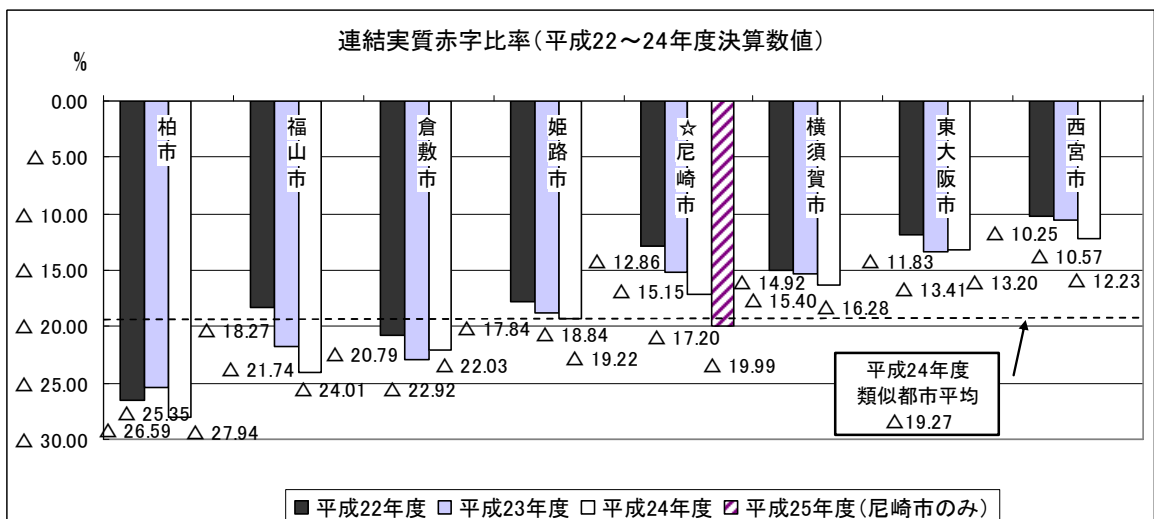
備考：総務省ホームページ「決算カード」及び各類似都市への照会により作成した。

ア 実質赤字比率

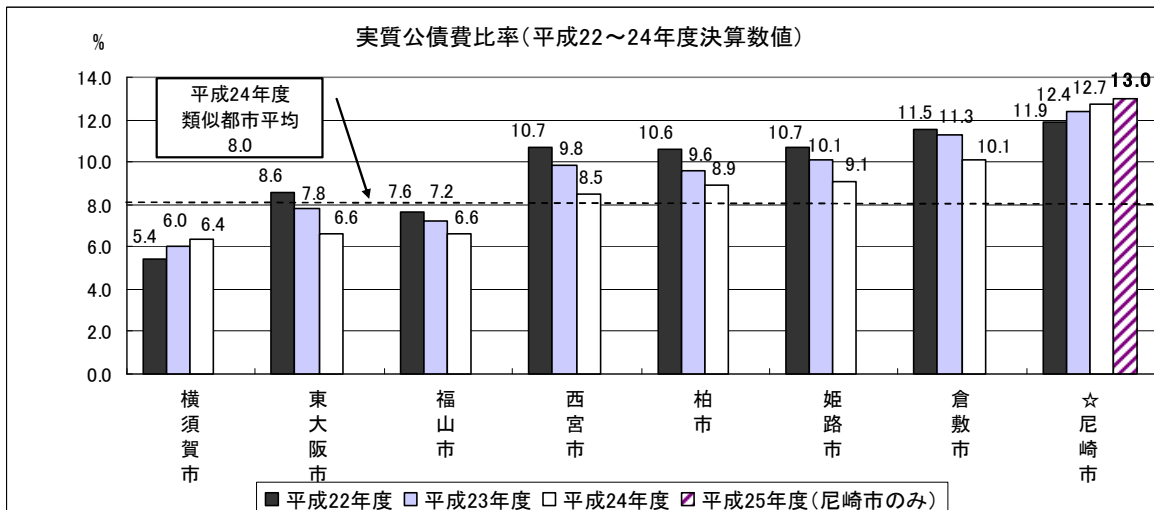


※ ニ崎市については、平成25年度決算数値も表示している。(以下のグラフにおいても同じ。)

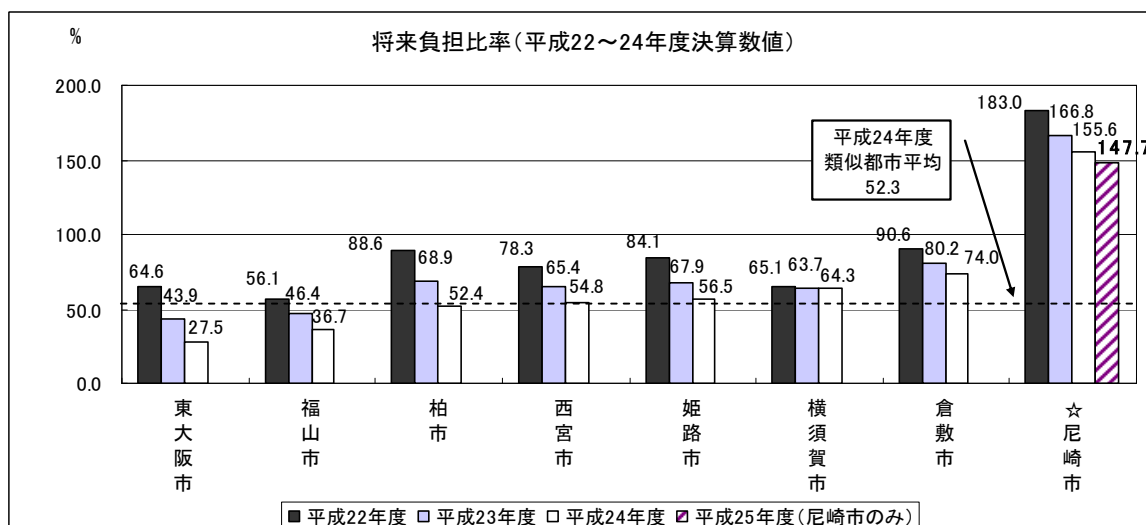
イ 連結実質赤字比率



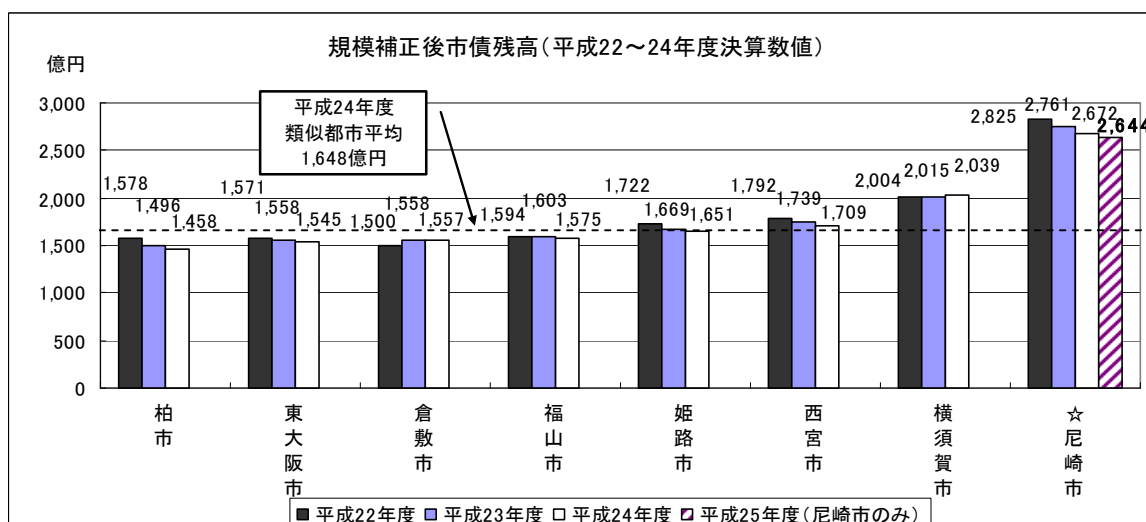
ウ 実質公債費比率



エ 将来負担比率



オ 規模補正後市債残高



(2) 将来負担額等(平成24年度決算数値)

(単位: %・百万円)

都市名	将来負担比率	標準財政規模	将来負担額	充当可能財源等	純負担額	市民1人当たり純負担額(千円)
尼崎市	155.6	99,121	332,829	197,257	135,572	299
柏市	52.4	72,506	178,553	145,119	33,434	83
横須賀市	64.3	82,980	242,827	196,980	45,846	110
東大阪市	27.5	105,832	323,993	298,623	25,370	50
姫路市	56.5	118,535	352,121	295,552	56,569	105
西宮市	54.8	96,144	248,855	203,969	44,886	93
倉敷市	74.0	103,043	326,711	261,896	64,815	136
福山市	36.7	99,524	267,381	235,826	31,554	68

(3) 健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均値との比較）

(単位：％・百万円)

項 目	年度 区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (尼崎市のみ)
		実質赤字比率	尼崎市	△ 0.02	△ 0.02
	類似都市	△ 3.95	△ 4.34	△ 4.37	…
一般会計等実質収支額	尼崎市	22	23	117	218
	類似都市	3,914	4,300	4,334	…
連結実質赤字比率	尼崎市	△ 12.86	△ 15.15	△ 17.20	△ 19.99
	類似都市	△ 17.21	△ 18.32	△ 19.27	…
連結実質収支額・資金剰余額	尼崎市	12,726	14,990	17,053	19,924
	類似都市	17,027	18,129	19,108	…
実質公債費比率 (3 か年平均)	尼崎市	11.9	12.4	12.7	13.0
	類似都市	9.3	8.8	8.0	…
実質公債費比率 (単年度)	尼崎市	13.1	12.8	12.3	13.8
	類似都市	8.8	8.6	6.9	…
元利償還金の額 (特定財源控除後)	尼崎市	18,089	18,282	17,471	19,022
	類似都市	13,397	13,014	12,611	…
算入公債費等の額	尼崎市	12,993	12,802	12,005	11,944
	類似都市	14,012	13,981	13,964	…
将来負担比率	尼崎市	183.0	166.8	155.6	147.7
	類似都市	75.3	62.3	52.3	…
将来負担額	尼崎市	358,888	346,122	332,829	325,393
	類似都市	298,221	287,798	281,312	…
一般会計等地方債残高	尼崎市	282,530	276,117	267,216	264,433
	類似都市	168,022	166,264	164,790	…
充当可能財源等	尼崎市	201,486	202,252	197,257	195,836
	類似都市	234,269	234,727	236,800	…
充当可能基金	尼崎市	20,661	19,820	16,803	17,289
	類似都市	21,615	21,835	24,175	…
標準財政規模	尼崎市	98,890	98,940	99,121	99,641
	類似都市	95,801	96,315	96,938	…

備考： 各比率及び標準財政規模以外の類似都市の数値は、標準財政規模で規模補正した数値の単純平均値である。

3 中核市の健全化判断比率の一覧（平成24年度決算数値）

実質赤字比率（％）			連結実質赤字比率（％）			実質公債費比率（％）			将来負担比率（％）						
1	岐阜市	△ 10.56	1	岡崎市	△ 43.66	1	岡崎市	△ 1.0	1	高槻市	△ 107.9				
2	柏市	△ 9.47	2	大津市	△ 33.40	2	高槻市	△ 0.6	2	豊田市	△ 37.2				
3	岡崎市	△ 7.78	3	豊田市	△ 29.24	3	船橋市	0.7	3	船橋市	△ 33.3				
4	高松市	△ 7.04	4	岐阜市	△ 28.89	4	豊田市	3.2	4	岡崎市	△ 30.6				
5	いわき市	△ 6.70	5	柏市	△ 27.94	5	久留米市	3.9	5	郡山市	4.2				
6	豊田市	△ 6.33	6	いわき市	△ 26.74	6	岐阜市	4.5	6	岐阜市	5.8				
7	川越市	△ 6.24	7	豊橋市	△ 24.44	7	鹿児島市	5.1	7	久留米市	9.1				
8	郡山市	△ 6.09	8	福山市	△ 24.01	8	横須賀市	6.4	8	宇都宮市	17.7				
9	高崎市	△ 5.69	9	金沢市	△ 22.24	9	東大阪市	6.6	9	長野市	24.9				
10	船橋市	△ 5.23	10	倉敷市	△ 22.03	9	福山市	6.6	10	東大阪市	27.5				
10	豊橋市	△ 5.23	11	川越市	△ 21.77	11	郡山市	6.7	11	豊中市	34.7				
12	鹿児島市	△ 5.08	12	松山市	△ 21.76	12	宇都宮市	7.5	12	福山市	36.7				
13	姫路市	△ 4.67	13	長野市	△ 21.66	13	川越市	7.6	13	鹿児島市	38.7				
14	横須賀市	△ 4.21	14	秋田市	△ 19.46	14	旭川市	7.9	14	大津市	42.1				
15	下関市	△ 4.17	15	鹿児島市	△ 19.31	15	豊橋市	8.1	15	高崎市	48.8				
16	宇都宮市	△ 4.15	16	姫路市	△ 19.22	16	松山市	8.3	16	豊橋市	52.0				
17	大分市	△ 4.06	17	盛岡市	△ 18.69	17	金沢市	8.4	17	柏市	52.4				
18	西宮市	△ 3.98	18	長崎市	△ 18.46	18	高崎市	8.5	18	西宮市	54.8				
19	倉敷市	△ 3.84	19	豊中市	△ 17.88	19	西宮市	8.5	19	姫路市	56.5				
20	福山市	△ 3.46	20	尼崎市	△ 17.20	20	函館市	8.6	20	横須賀市	64.3				
21	前橋市	△ 3.02	21	郡山市	△ 16.85	21	柏市	8.9	21	松山市	67.9				
22	豊中市	△ 2.36	22	宇都宮市	△ 16.76	22	姫路市	9.1	22	川越市	70.0				
23	盛岡市	△ 2.33	23	横須賀市	△ 16.28	23	長崎市	9.2	23	いわき市	70.2				
24	青森市	△ 2.21	24	高崎市	△ 15.96	24	大津市	9.4	24	倉敷市	74.0				
25	宮崎市	△ 2.16	25	富山市	△ 15.03	25	豊中市	9.8	25	函館市	79.0				
26	松山市	△ 2.11	26	下関市	△ 14.96	26	高松市	10.0	26	大分市	79.1				
27	金沢市	△ 2.09	27	高松市	△ 14.16	26	大分市	10.0	27	長崎市	83.1				
28	秋田市	△ 2.07	28	東大阪市	△ 13.20	28	前橋市	10.1	28	前橋市	86.4				
29	大津市	△ 1.98	29	大分市	△ 12.92	28	長野市	10.1	29	高松市	88.9				
30	長崎市	△ 1.94	30	宮崎市	△ 12.76	28	倉敷市	10.1	30	盛岡市	89.7				
31	函館市	△ 1.76	31	船橋市	△ 12.40	31	宮崎市	11.1	31	金沢市	92.2				
32	久留米市	△ 1.73	32	西宮市	△ 12.23	32	和歌山市	11.5	32	宮崎市	93.2				
33	富山市	△ 1.21	33	青森市	△ 10.51	33	下関市	11.7	33	下関市	100.5				
34	旭川市	△ 1.18	34	高槻市	△ 10.34	34	いわき市	12.6	34	秋田市	102.3				
35	長野市	△ 1.09	35	前橋市	△ 10.33	35	秋田市	12.7	35	旭川市	102.9				
36	東大阪市	△ 0.94	36	旭川市	△ 9.12	35	尼崎市	12.7	36	青森市	134.7				
37	高知市	△ 0.74	37	和歌山市	△ 8.11	37	青森市	13.3	37	和歌山市	137.0				
38	和歌山市	△ 0.66	38	久留米市	△ 7.64	37	盛岡市	13.3	38	尼崎市	155.6				
39	高槻市	△ 0.37	39	函館市	△ 6.00	39	奈良市	13.5	39	富山市	159.1				
40	尼崎市	△ 0.11	40	奈良市	△ 4.42	40	富山市	13.9	40	高知市	180.7				
41	奈良市	△ 0.08	41	高知市	△ 0.35	41	高知市	18.4	41	奈良市	196.5				
中核市平均			△ 3.65	中核市平均			△ 17.53	中核市平均			8.6	中核市平均			61.2

備考1 中核市は、平成24年度末現在で中核市の指定に関する政令（平成7年政令第408号）で指定されている都市である。

2 比率は、各市が公表しているもののほか、財政状況資料集等から算出したものを含む。

3 中核市平均は、尼崎市を除いた40市の単純平均値（表示単位未満四捨五入）である。

4 用語説明（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

(2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(3) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(4) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

※ 標準財政規模から算入公債費等を控除した額(将来負担比率において同じ)。

(5) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(6) 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(7) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額を加算した額である。

(8) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

(9) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(10) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(11) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。